

令和 3 年 9 月 3 日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

社会的養護関係施設が担う役割・機能の強化に向けた要望書 ～子どもを守り、豊かに育むために～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 平田 直之



現在、国においては 2016（平成 28）年の児童福祉法改正において盛り込まれた「家庭養育優先原則」にもとづき、里親委託の推進や社会的養護関係施設の多機能化・高機能化および小規模化・地域分散化がすすめられています。

子どもたちの地域での育ちを支えるためには、家庭において子どもが健やかに育つことができるよう、親子を支援していくことが必要です。社会的養護関係施設は、今後も社会福祉法人として高機能化・多機能化を図り、里親家庭や地域の子育て家庭を支援していく所存です。

つきましては、社会的養護関係施設の高機能化・多機能化および小規模化・地域分散化をすすめ、社会的養護関係がその役割・機能を強化できるよう、以下の事項を要望します。

記

1. 社会的養護を必要とする子どもの行き場がないということが生じないよう、社会的養護関係施設等の整備や里親等の確保に向けて、都道府県社会的養育推進計画の格差を是正し、実効性のある取り組みとしてください。
2. 社会的養護を必要とする子どもとその家族のみならず、すべての子どもや子育て家庭に、一体的に包括的・重層的な支援ができるよう体制整備を図ってください。
3. 社会的養護関係施設等がその役割・機能を地域にも発揮していくために、社会的養護関係施設等の職員配置を大幅に拡充するとともに、職員が働き続けられるよう待遇を改善するための財政措置を図ってください。
4. わが国の家族関係支出（GDP 比 1.79%）を、OECD 加盟国平均並みの 2.57%まで引き上げるよう、公的財源を確保してください。

(解説)

1. 社会的養護の必要とする子どもの行き場がないということが生じないよう、社会的養護関係施設等の整備や里親等の確保に向けて、都道府県社会的養育推進計画の格差を是正し、実効性のある取り組みとしてください。

- ~~社会的養護関係施設から、家庭復帰したり里親委託されたりする児童は約5割に上ります。社会的養護関係施設が家庭復帰や里親等を支援する事業を積極的にすすめ、短期入所やレスパイトケア、24時間の相談支援機能を強化するとともに、短期入所等の空床保障等も含め、「家庭養育優先原則」を推進するための事業に対する公的負担を義務的経費化し、補助率のかさ上げを行ってください。~~
- 社会福祉法人の取り組みを評価し、アセスメントや自立支援計画の策定などのソーシャルワーク系の事業に財政的配分を厚くするなど、インセンティブを図っていくことを検討してください。その際には、措置費による財政支援について、高機能化・多機能化等のパフォーマンスに応じた支弁と人件費等の固定費をカバーするための支弁をバランスよく組み合わせるとともに、全体を義務的経費によって安定的な財政措置としてください。
- 社会的養護関係施設の小規模化・地域分散化をすすめるにあたっては、地域のなかの小規模な拠点（グループホーム等）を支える必要があり、包括的・総合的なマネジメント機能等を拡充するために、本体施設の機能強化を図ってください。
- 児童家庭支援センターに地域子育て支援拠点事業のように類型をつくり、単独でも職員を雇用し事業が展開できるようにしていくとともに、社会的養護関係施設が受託しやすいよう運営要件を緩和してください。
- 児童家庭支援センター、児童発達支援センター等が行っている児童相談所からの指導委託にもとづく訪問指導、一時的な入所や通所等の指導（在宅措置の場合、一時保護前および措置解除後も含む）について、第2種社会福祉事業として制度化し、義務的経費による安定的な財政措置を講じてください。
- フォースタリング事業の拡充のために、社会福祉法人等、民間組織への委託を積極的に展開してください。また里親や子ども等との信頼関係の構築やフォースタリング機関の職員の雇用の安定等を鑑み、委託契約は複数年度としてください。
- 子どもの育ちの継続性を図るためにには、子どもの状態に応じて、社会福祉法人内、または地域内において、連携・協働して子どもの育ちを支える仕組みを構築していくことが必要です。とくに措置変更時、移行時においては、支援を手厚くする必要があることから、たとえば自立援助ホームに入所していても児童養護施設に一時的に入所したり、里親家庭に委託されていても乳児院を利用したり、乳児院等からの措置解除後、子どもが家庭復帰する際に母子で母子生活支援施設に入所できるような仕組みを構築してください。

2. 社会的養護を必要とする子どもとその家族のみならず、すべての子どもや子育て家庭に一体的に包括的・重層的な支援ができるよう体制整備を図ってください。

- 子どもたちの育ちを地域で支えるためには、市区町村の子ども家庭福祉機能の強化が必要です。市区町村子ども家庭総合支援拠点および児童家庭支援センターの設置促進を図

るとともに、それぞれの役割を整理してください。

- 児童相談所の機能を強化するため、児童相談所は相談受付機能と虐待家庭への介入機能、そして社会福祉法人等、民間機関による支援を管理統括する機能に特化し、フォースターリングや一時保護児の養育、アセスメント、自立支援計画の策定・改定、アフターケア、自立支援等の事業を、民間機関（社会福祉法人やNPO等）の事業とし、連携・協働できるよう、児童相談所のあり方の検討を図ってください。
- 一時保護された子どもの約7割は家庭に戻っています（2019年4～7月、厚生労働省資料）。家庭に戻った子どもとその家族の子育ち・子育てを支援するためには、社会的養護関係施設等が継続的に関わり支援していくことが必要です。社会的養護関係施設等の事業として訪問支援、相談支援事業等を拡充してください。
- DVや経済的困窮等、さまざまな課題を抱えている母親と子どもの支援をすすめるため、市区町村および福祉事務所と児童相談所の連携・協働を図ってください。

3. 社会的養護関係施設等がその役割・機能を地域にも発揮していくために、社会的養護関係施設等の職員配置を大幅に拡充するとともに、職員が働き続けられるよう処遇を改善するための財政措置を図ってください。

- 小規模化・地域分散化を図るための社会的養護関係施設の職員配置の抜本的な拡充を図るとともに、ファミリーソーシャルワークや障害児支援等の専門性をもった職員等の確保・育成を図ってください。
- 一時保護等に積極的に取り組んでいる社会的養護関係施設については、一時保護委託専用で夜勤（宿直）ができるよう、認可定員による職員配置ができるよう定員払いにしてください。
- 里親支援専門員や家庭支援専門相談員、心理職、看護師¹、職業指導員等を基本配置（正規職員化）とし、包括的な予算措置としてください。
- 子どもたちの自立支援に向けては、退所に向けたリービングケアとともに、退所後等の社会的養護関係施設等の継続的な関係を維持したアフターケアの支援が必要です。子どもたちが求める多様なニーズや対応頻度、支援の長期化を鑑み、社会的養護関係施設等でアフターケアを図っていくための体制整備や、職員が継続して働き続けることのできる環境整備を図るための義務的経費による安定的財政措置を図るとともに、自治体に対し積極的に整備するよう働きかけてください。

4. わが国の家族関係支出（GDP比1.79%）を、OECD加盟国平均並みの2.57%まで引き上げるよう、公的財源を確保してください。

- 「骨太の方針2021」で掲げた「少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現」の実現を図るために、現在、GDP比1.79%となっている家族関係支出を、OECD加盟国平均並みの2.57%まで引き上げるよう、公的財源の確保を図ってください。

¹ 乳児院はすでに看護師は正規配置されているが、それ以外の社会的養護関係施設にも看護師の正規配置を要望

【要望団体】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

(構成組織)

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会